

奈良期の集落遺跡について

鏡山, 猛

<https://doi.org/10.15017/2335094>

出版情報 : 史淵. 66, pp. 1-27, 1955-11-20. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :



奈良期の集落遺跡について

鏡 山 猛

一、緒 言

かつて私は福岡市比恵に發見された彌生式文化期の環溝住居趾を取りあげて、その構成戸口に推測を及ぼし、環溝内の居住協同体に奈良朝の文獻に見える、郷戸的な性格があるのではないかとの意を述べた。^{註1}

當時はさまで多くの遺跡の類例がなかつたので、この問題に久しく立入つて考える機會がなかつた。その後彌生期の環溝住居趾は北九州でその数を増したばかりでなく、各地にも新資料が出て、この問題に對する再検討を要する時期に來ているように見うけられる。彌生文化期のみならず、古墳期乃至は歴史時代の環溝住居趾も各地から報告され、管見の及ぶ所でも十數例になつた。考えてみると、先に考察した彌生期環溝住居遺跡と、奈良時代の文獻資料の間には八百有余年の距りがあり、兩者の結合を單純にかたづけけるには、問題が大きすぎる感がないでもない。私共の最初問題にした比恵の住居趾は彌生中期の遺跡であり、若し郷戸的な一種の大家族制の成立がこの時期に存在するのであれば、奈良時代に至るまで數百年に亘る家族組織の不變性を一面に感ずると同時に、他面溝内の構成戸口に時代的變遷が實在しているかどうかとも當然問題にされるのであらう。そうした場合に、二つの距つた時期の兩者を結びつけるより前に、夫々の時期のものをまとめて後に、變遷なり關連を覗うのが順序であらう。こゝで出發点となるのは、郷戸の文獻資料を多分に持つ奈良時代——こゝに云う奈良時代は大化以降をも含めた意味であるが、大寶二年以降の正倉院文書戸籍帳斷簡（大日本古文書所

收)等が資料となる。——で、遺跡に立つて住居と集落の外形的な面と、家族集團の諸相を示す内面的な組織とを関連させて考えを進めたいと思う。

奈良時代の住居遺跡は近年各地で調査が行われているが、未だその数は多くない。最近では長野縣平出遺跡で住居趾の地域調査が行われ、その成果が刊行された。^{註5}この報告書によれば、平出住居趾には縄文期堅穴一七ヶ所と、土師期堅穴四九ヶ所、及び柱穴趾を含む集落趾の考古學的調査が主体となつている。問題とする奈良時代、及びこれに近接時期のものは、土師後期といわれるものが一六例である。九州では大宰府の住居趾の一部が發掘調査され、奈良、平安時代の住居の一端が明かにされているが、^{註4}これよりさき福岡縣瀬高町金栗に住居趾があらわれ、環溝が認められた。これは古墳末期から鎌倉期に及ぶ長い時期のもので、溝がその間に埋められる事なく連続して存在していたものゝようである。近年福岡縣筑後川の下流山門、三潞兩郡の低地平野にある水田の地下げによつて、各地に土師器時代の住居趾の一部がわかり、これに取りあがる瀬高金栗環溝住居趾や、山門郡三橋町平木附近もその例である。これ等を以てしても、なお、奈良朝の戸籍帳より更に断片的な資料に止つてゐるけれども、文獻に現われない實狀を補う所もある様にみうけられるし、相互理解の上に村落構成の實態を考えを及ぼしたい。

註1 鏡山猛「原始日本民族の聚落形式」日本諸學振興委員會研究報告第十一篇

第五輯等がある。

鏡山猛「日本原始聚落の研究—福岡市比惠遺蹟の紹介」

3 平出の場所は長野縣(信濃)東筑間郡宗賀村大字平出「平出—長野縣宗賀村古代集落遺跡の總合研究」

歴史第十六卷第二號

昭和三十年二月平出遺跡調査會編 朝日新聞社刊

2 山口縣の例では小野忠熙氏「島田川」關東の例では萩原弘道、桐原健氏「杉並區濟美台發見の集落環溝址」西郊文化

4 昭和二十七年以降九州文化總合研究所並に福岡縣「大宰府の都制と文化」研究、考古學部門調査

二、住居趾の規模

番號	調査番號	形 状	徑(單位米)	面積(米)	深サ(單位糧)	備 考
1	1號	?	4.9 × ?		70	南壁不明ノタメ廣サ不明
2	8號	矩 形	2.7 × 3.3	8.9	25 ~ 75	小 型
3	9號	—	×		30 ~ 75	不 完 全 調 査
4	10號	方 形	3.25 × 3.3	10.7	~ 50	
5	15號	方 形 張出隅丸	3.3 × 3.2	10.6	35 ~ 45	
6	25號	長 方 形	4.6 × 5.6	25.8	35 ~ 40	
7	26號	方 形	4.5 × 4.3	19.4	50	
8	27號	方 形 (隅 丸)	4.8 × 4.7	19	30 ~ 37	
9	32號	長 方 形	5.5 × 4.75	26	40 ~ 20	
10	35號	長 方 形	4.97 × 4.5	22.4	21	
11	38號	方 形	4.1 × 2.8	11.5	33	
12	40號	方 形	4 × 4.3	17	20	
13	44號	方 形	4.45 × 4.3	19	10	
14	45號	方 形	3.4 × 3.7	12.6	22	
15	47號	方 形	4.2 × 3.8	16	30	
16	48號	方 形	3.5 × 3.5	12	50	

表 住居趾後期土師平出

集落は原則として家の集團である。外形的には住家の集合形態から吟味されねばならない。同じ住居にも人の常住臥息しない倉庫や納屋等の附屬建物がある。住居の大きさについては、先づその住家と考えられる堅穴等の遺構の個々の大きさから検討をはじめめる事にしよう。奈良時代の住家の大きさや構造に関しては古文書（正倉院文書・家屋賣買祭等）にあらわれる所から考察されている面もあるが、こゝでは直接住居趾に於ける家屋の遺構によつて考えてみたい。古文書にあらわれている賣買の対象となつた家屋は、高殿式の堂々たるものから倉庫、小形の家までふくまれているが、一般農村の家の大きさを知るには、住居趾はその數は少くとも直接資料であらう。近年

各地の調査で奈良時代迄、堅穴という前代からの地床の家屋が相當數存在していたことが明かとなつた。

東國の例としては、長野縣平出住居趾の例が先づあげられる。前記の表は報告書による土師器後期に編年されているもの一六ヶ所であるが、時代的には一部平安期をも含んでいるにしても、奈良時代の土師器其の他の遺物と思われるものが多數を占めている。他に高床式の倉庫と推定された一群もあるが、一六例は、此處では一般住居の構造問題は別として、一堅穴の平面の大きさを同書についてみてみよう。

この表によれば、第八號（調査番號）を最小とするけれども、この堅穴の西壁にはしつかりしたかまどが設けられ、附近から甕が發見されているから、住居家屋には間違あるまい。家屋構造が他の住家と異なる点も見あたらないと考察されているので、最小限度これ位の面積の住居家屋も存在した事を物語っている。三二號の二六平方米を最大とするが、最小の第八號の約三倍にすぎない。假に床面積によつて大、中、小に分類すれば八、一〇、一六、三八、四五、四八號は一五平方米以下で小形の部に属し、二六、二七、四〇、四四、四七の各號は一五——二〇平方米の間にあり、中型に属し、二五、三三、三五は大型に數えられてよい。

次に西日本の例として、九州太宰府の住居趾を採りあげてみよう。九州でも平出のような土師器を出す住居遺跡は多いが、住居群の完全發掘が行われていないし、個々の住居にしても學術調査の例が極めて少い。太宰府の住居趾の調査は昭和二十七年以來繼續され太宰府の官制が行われた奈良平安期の住居を明かにする目的もあつた。發掘調査地區は福岡縣筑紫郡太宰府町の榎社を中心として行つた。榎社は現在太宰府天滿宮の末社として神幸の地であるが、もと菅公嫡居の跡と傳えられている。調査場所は

① 榎社境内

② 榎社南邊の畑地

③ 榎社の西北字鼓石

で調査の結果は①では敷石、柱穴、溝、等があらわれ②では多數の柱穴があり、その下層から一つの堅穴住居趾を掘り出した。時期は出土遺品によつて奈良時代と推定される。③では五個の堅穴と住居と思われない小形ピットがあらわれた。平安期のものと思われる土師、須惠器が伴つていたので、嚴密には奈良時代の例とならないけれども、その構造や大さ等はやはり奈良期のものと大差がない。

鼓石の床面は堅穴であるが、周壁の傾斜がゆるやかである。即ち皿狀のくぼみであるために、他の直壁の堅穴のように正確な床面積を知り得ない。即ち軒の出によつて多少の余裕を持たせることが必要であるかも知れぬが、今は傾斜のうつり目から計つた。

番號	形	大サ 長徑×短徑 (平方米)	面積 (平方米)	備 考
1	不正圓形	6 × 5(米)	27	
2	隋 圓	5.5 × 5.3	25	
3	長 圓	4.5 × 3.5	13.5	東端未掘
4	隋 圓	4 × 3	13.5	
5	圓 形	3 × 一	一	北半部破壊

表 太宰府堅穴住居趾

鼓石の堅穴の面積も前にあげた平出に比べて大差ない結果である。即ち最大のもので二七平方米で、平出の最大のものより僅かに廣く、小形でも一三、五平方米で、平出で先に分けた小形の部に相當する。こゝでも大形は小形の約二倍である。平均床面積は一八、五平方米である。

大宰府のこれ等の住居趾の性質に就いては、所在地が西海の政治都市であるだけに吟味が必要であらう。しかしこれ等の住居趾が堅穴である事に常民的な色彩を持つていることは明である。大宰府官人の住いとしてはふさわしくないものであるが、この堅穴は當時一般の農民住居と何等異なる所がなかつた。觀世音寺文書によつてみれば、郭内寺領田も少くなかつた。吾々は太宰府の北部筑紫郡春日原附近でも多くの土師器を出す堅穴をみているし、最近には俄に住居地に開墾され又は道路が縦横につけられている。土採り工事中に數多くの堅穴の切り取り面をみるのである。中山平次郎博士も早くからこれを記録され、福岡

——大牟田間急行電車春日原驛より、雑餉隈間の沿線附近を調査すれば、工事で破壊中の土師堅穴を認めることが少くない。この方面に集落趾の多かつたことが知られる。若しこれ等の堅穴が何等他の一般堅穴と異なる構造や大さを示さないならば、堅穴住居の習俗は平安期に至るまで大宰府の府民一般に採用されていた住宅建築と云わねばならないであらう。私達は、大宰府郭内の至る所で土師、須恵、瓦、青白磁器の散布をみるのであるが、こういう土地の何處にも堅穴の住居があれば、よほど従來の考えを訂正せねばならないかも知れない。これまで所謂大宰府時代、奈良朝より平安期にかけての郭内は、瓦葺きの建築がならび立つていたという壯觀を腦裡に描く人は多いが、郭の中心と考えられる榎社附近に堅穴住居が所在することは、大宰府郭内の住民の大部分がこういう生活ではなかつたとも考えられる。堅穴住居は最初山上憶良のうたつた貧窮問答歌を思い出させる程、貧民階級の特殊事情に限られるものと考えたが、調査がすみ堅穴住居の遺跡が思ひの外普通であることがわかれば、郭内常民の大部がこういう堅穴に住んだことにもなりかねない。そしてその時代は、奈良時代より平安時代にかけて遍く建てられていたとすれば、彼等の生業が問題となるであらう。大宰府が西海の一都會なりといわれた繁榮をきたしていたにしても、郭内の住民が凡て商業に従事したり、消費生活に身を委ねる余裕のある階層であるわけはなく、それ等は極めて限られた部分を占めるに過ぎなかつたのであるまいか。文獻（觀世音寺文書）によると郭内に數多くの水田があり、これを耕作する農民も少くなかつたと思われる。勿論大宰府という一應は政治的な都市の体面を保つにふさわしい建築物は都府樓や觀世音寺、國分寺、學業院、其他數々の癡寺趾によつて繁盛を想見する事が出来るけれども、なお吾々は一面では堅穴に住んだ農民の存在を忘れてはならないであらう。

次に最近の報告によれば、環溝住居趾の新例として市川市須和田の遺跡で五の堅穴が調査されている。この遺跡は出土品其他から奈良朝或はそれに近い時期のものと推定されるものである。堅穴は矩形又は方形に近い形狀を示し、それぞれ一部分づつ重り合っているため、夫々の大さが推算されねばならぬ。報告者の記述によれば、次表のような結果が得られ

ている。左表は第一群の三堅穴であるが、第二群のものはほぼ方形の二つのものが部分的に重りあつてゐるけれども、床

面に高低があるから、分離してみれば、各邊約三米の堅穴となるといはれる。

以上の數値から綜合して、十平方米に近いものでもそれ以上の廣いものはなく、最小のものはBの五、三平方米程度のものである。概して小形堅穴ということが出来るであらう。

一方奈良時代以前に特別に大形の家屋が造作されたという事實も存在している。即ち平出の調査報告書によれば土師中期の第四期で、古墳時代後期といわれる平出十一號堅穴は、東南北の三壁は共に長さ一・一米西壁のみが九、九米の、やゝ歪んではいるが、方形の大堅穴である。これに似た大さの家は同じ土師（古墳期）時代の東京都板橋區志村の住居趾に於ても見られる。即ちその一つは長徑八、八米、短徑七、九米であり、既に古墳時代にこういつた十米内外の堅穴が存在していることに興味をひかれる。しかし奈良時代となれば勿論、この様な大屋が建築可能であり、文献の示す所もこれ以上の大きな家屋が建てられていた様でもある。佛教傳來に伴つた諸技術のうち寺院建築技術の影響もあらうが、古墳期の大家屋建築技術を一步すすむればさまで困難でなかつたであら

堅穴 符號	東南壁	北西壁	南西壁	北東壁
A	(2.9)	2.95	3.8	(3.0)
B	2.2	2.2	2.47	2.4
C	(2.3)	(2.65)	2.9	2.7

備考 括弧内は推定値 單位は米

う。

天平二十年十一月伊賀國阿拜郡拓殖郷屋八軒のうち、最大級のものは、

一、長さ四丈六尺（十四米）

一、長さ四丈（十二米）

があり、其の他正倉院文書より拾えば

天平勝寶七年越前國桑原庄庄券

奈良期の集落遺跡について

一、草葺板敷東屋一間長三丈三尺五寸（十米）

廣一丈七尺六寸（五、三米）

一、板屋一軒長三丈一尺五寸（十米）廣一丈七尺（五、三米）

天平勝寶八年桑原庄券第二には

一、板屋一軒三丈三尺（十米）廣二丈八尺（八、五米）以板壁又板敷

等があり、最後の桑原莊板屋一軒は板敷とあるから、恐らく高床式の建築であらう。

これ等の大形家屋の用途は問題である。中には高殿式の貴顯の住宅も含まれていると思われる。ことに大きいこれ等の住居が、大家族の集團して住居する農家だと斷定は出来ない。以上の例は主として賣買の對象となつたもので、一般には前にあげた徑三―六米程度の堅穴家屋が舊い建築慣習から脱し得ないで地方の農民の間に遺されていたと解すべきであらう。

註1 中山平次郎博士「筑前國筑紫郡雜餉限驛近傍の堅穴」

考古學雜誌第七卷第三號

2 瀧口宏氏「市川市須和田奈良時代遺跡」古代第十四・十五

合併號

3 和島誠一氏「東京市内志村に於ける原史時代堅穴の調査概報」考古學雜誌第二十八卷第九號

三、家族戸口構成

奈良時代の村落單位は郷里で呼ばれ、里は五十戸の家によつて構成される。^{註1}五十戸という整数で村里を區分することは、自然發達をして來た從來の大小様々な地域的な共同体を改編する結果になるであらう。

戸籍帳に記載される所では、一戸の大きさは親子夫婦を中心とする小家族でなく、直系家族に親族集團、並びに奴婢、

御野國加毛郡半布里

人 數	戸數	奴婢	寄人	同黨
8—10	1		1	
11—12	2		1	3
13—15	12	1	8	26
16—20	13		9	8
21—25	12	5	13	1
26—30	7		21	
31—40	5	6	20	21
41—50	1	13	1	6

御野國味蜂郡春部里

人 數	戸數	奴婢	寄人	同黨
8—10	1			2
11—12	1		2	
13—15	4		5	
16—20	8		13	9
21—25	6		28	9
26—30	4	5	10	2
31—40	2		3	
41—50	1	2		
51—60	1	13		9

御野國本簀郡栗栖太里

人 數	戸數	奴婢	寄人	同黨
11—12	5		8	
13—15	3	2	11	1
16—20	9	1	24	5
21—25	2	3	3	22
26—30	0			
31—40	2	1		

はこの寄口家族を問題として取り上げる余裕はないが、もとより獨立生計を營み得ない没落した家族及びその子孫であらうとは推察されている。^{註4}そしてそれ等が新しい活力をとりもどした所では、時に妻妾合せ持つという場合も出て来るもの

られるのである。戸口の大きさに就いては何れの戸籍帳を以てしても明らかであるが、比較的完備している美濃國戸籍帳殘簡の例をこゝに表示しよう。^{註5}

これ等の戸内人口の對比を見るとき、現代の家族觀念から第一奇異に感ぜられるものは、八人以下の小家族が見當らないことである。其の上大家族の姿を見せるのは、寄口、寄人、同黨の名を以て表明される寄生家族である。そしてこの寄生家族の中には、豊前國上三毛郡塔里^{註3}のように妾を持つたものもあるけれども、多くは老疾或は妻子のみの家族破片である。今

寄口等の血族外の集團をふくむ大家族であつた。勿論この家族一戸の中には、單純な血縁關係者のみの小家族がある。けれどもそれは例外といつてよい程五六人程度の夫婦親子の一身等に限られる戸口は殆んどなく、たしかに大家族或は複合家族の名に値する集團がみ

であらう。又寄口の數が、大家族構成の重要な因子になっていることを指摘しておこう。

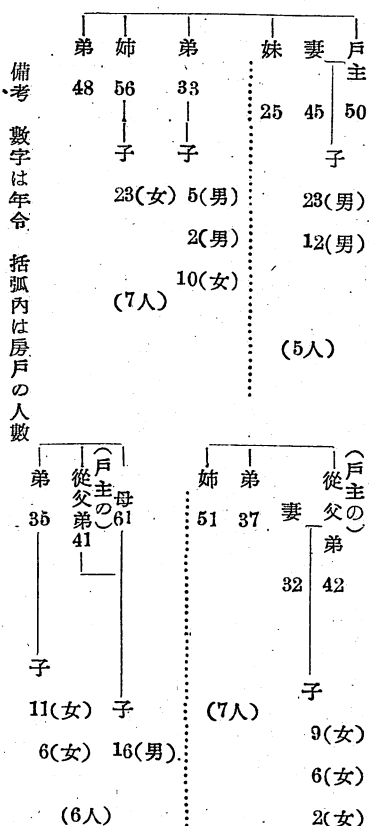
一般に戸籍帳に現われた郷戸の構成を分析すれば、次のようなものが含まれる。即ち

- ① 戸主と妻妾及び父母、子、孫等の近親直系親族
- ② 兄弟、姉妹、父兄弟、甥姪等の傍系親族
- ③ 寄口（寄人、同黨）等の寄生的家族
- ④ 奴婢

戸口はこのように廣範圍の血縁非血縁を問わず大きな人員を含んでいる。一戸内の集團には前記のように血縁的親疎に應じて幾つかの細分がなされる。戸籍帳に見える房戸の名がその細分された戸口である。

下總國葛飭郡大嶋郷養老五年戸籍によれば、別表にその一例を示した如く、一郷戸内に房戸の區別がされている。

戸主孔王部黒秦の戸口 二十五人の房戸分けは左の通りである 註5



即ち戸主とその妻子、未婚の妹五人が一房戸、既婚の弟姉及び彼等の子計七人が一房戸、戸主の従父弟の妻子と弟姉計七人が一房戸、従父弟と子及びその母、弟とその子計六人が一房戸となり、計四房戸が一郷戸を形づくることになる。この戸内の区分は引いて里の分割となつた。靈龜の格によつて里を改めて郷とし、郷を分つて里とした。こゝでは、房戸を単位とした一里と、大小の集計が示されている。即ち大島郷は舊制の郷戸五十戸であり、これが房戸単位の里三つに分れている。里の大きさは甲和里四十四戸、仲村里四十四戸、嶋俣里四十二戸である。従来郷戸五十戸一里の制が、そのまゝ郷となえらるゝようになり、房戸単位の里三つに分れたこととなる。人数は中村里の課口が不明であるために、總計が出来ないが、別表の様な人数である。房戸単位の一里の大きさが均一であることは、郷戸一里を三つに均分した觀があり、必ずしも房戸一里が一集落をなしていたものでないことを豫想せしめる。

大島郷 50郷戸 130房戸 3里	甲和里	不課口	344人
		課口	110人
	仲村里	不課口	255人
		課口	不明
	嶋俣里	不課口	268人
		課口	102人
	人数不明		
	44戸		
	454人		
	42戸		
	370人		

前にかゝげた孔王部の黒秦の戸では、戸主の直系家族群と、傍系家族としての二組の群がみられる比較的單純な戸口である。この戸は二十五名という當時の家族數としては平均數に近い戸數を示している。若しこれ等の家族群が分居するとすれば、右表にあげた區分に準じて四家に分かれる事が房戸の性質より推測される。

右の例は傍系家族を併せることによつて、家族數をました例であるが、血縁的な親族集團の他に、寄生戸口（寄人、同黨、寄口）と奴婢を所有する戸はますますその人數を増して来る。そして又そういう大家族の形態は一種の地方豪族の姿にもみるに至るのである。一例として、一二四人の戸口を持

つ、筑前國志摩郡川邊里の戸口より、郡の大領である肥君猪手^{註6}の家族人數を示そう。

直系親族			傍系親族兄 弟姉妹及そ の子甥姪等	寄口	奴婢	不明	計
戸主と子孫	戸主の母	戸主の妾					
二三	五	三	二九	一四	三七	一三	一二四

この土地に根を下した家族であつたであらう。

今一つ大家族の例をあぐれば美濃國屑郡屑々里の國造大連の家族がある、^{註7}この直系家族は子孫六人と、妻妾の二人であるから同居しても九人程度の小家族に過ぎない。しかし傍系親族六人を抱えているのは少いにしても五六人の奴婢と二〇人の寄人、同黨を併せ所持していることは、この家は總計九一人の大集團を示すこととなる。

豊前國上三毛郡塔里の勳十一等塔勝岐彌の戸では妻妾子妹を合せて一四人であるが、^{註8}寄口實に三七人である。こういう寄口並に奴婢をふくむ所の大家族が地方の豪家にある事に氣が付く。郡司大領、國造の氏を唱うるもの、勳等を持つもの等がそれである。

扱、これ等の大家族内の構成分子も、夫々房戶的な區分が認められることは先に例證した通りである。

前節で、吾々は當時の住居一棟の大きさが小家族を五六人以上含むことが困難であることを指摘した。たとえ二十數口をいれるに足る大家屋があつたにしても、家口の實際は二十人という數字は當時の一家族戸口平均を下まわつた數値である。二十人以上の家口が決して珍らしいことでなく、普遍的な家族構成であつたのに對し、二十人を容れ得る家屋が稀有のものであつたとすれば、吾々は房戶家族が前述の一住家に住み得る限界と推測せざるを得ないのである。一般に一つの家族は一棟の家屋では間に合わず、數軒の住居を占有せねばならなくなる。そうした場合、更に倉庫、厨房等の附屬建物

この大きな家族も、細分すれば小人數の集團に分れるであらう。郡司は大化の改新の際も地方豪族を以て任命しているから、この大領肥君も氏族制の時代から

集落の如何なる部分を形成したのであらうか。

一戸は戸口の大小を問わず、集團生活をするのが原則である。若し郷戸が一定の場所に屋敷を占めるならば、それは自然主戸と房戸及び附属建物の集合という形をとるであらう。その集合家屋相互の地理的距離の遠近はあるにしても、密集家屋群落が郷戸の取る自然の姿と一應推定される。しかし遺跡の實態に於て、この原則を證明することは、數多くの例を集めてみる必要があり、未だその機に達していない。たゞ二、三の遺跡から家屋集團の形態を以下に引用して考えを進めてみよう。

註1 令制五十戸一里、古くは三十戸一里の制ありという説もある。靈龜の格では里を郷と改む。

2・4・6 藤間生大氏「日本古代家族」による。

3 大日本古文書第一卷

大寶二年豊前國上三毛郡塔里戸籍 一五七頁

5 大日本古文書第一卷

7 養老五年下總國葛飾郡大嶋郷戸籍 二七九頁以下
大日本古文書第一卷

大寶二年十一月御野國屑縣郡肩々里戸籍 四二頁

8 大日本古文書第一卷

大寶二年豊前國上三毛郡塔里戸籍 一四九頁以下

四 環溝住居址

昭和二十五年の春、福岡縣山門郡瀬高町西金栗で、地元の瀬高中學校運動場擴張のため土採りが行われ、土師器等の遺物を出した。其後環溝らしい跡もあることを聞いたので、現場に行つて出來得る限りの觀察を記録した。

はじめ福岡學藝大學久留米分校助教波多野皖三氏等が調査を始め、後共同調査することとなり、九州文化總合研究所の援助を受けた。作業地につめてゐるわけにはいかなかったが、同學の諸氏の協力で環溝の土師器遺跡であることが明かにされたのは、永年歴史時代の環溝遺跡發見を期待していた私にとつて大きな喜びであつた。たゞ残念なことは、請負時間をせまられた工事の間をぬつて行われる調査であり、又充分な余裕がないため、トロツコで運ばれる土の破壊作業に

調査が追つかなかつたことである。従つて堅穴の全面調査が行われていない。吾々はその幾つかを記録に止めたが、總數一六を數えることが出来た。堅穴の構造も亦完全な調査が行われていない。けれども、吾々の調査した最大の收獲は方約四〇米に及ぶ環溝であつた。この溝から北は遺物の散布をみないので、住居の限界線を示すものがこの溝であることを知る。溝内で吾々の認知し得たものは、堅穴爐跡、及井戸であつた。以下その大要に就いて述べてみよう。

堅穴 遺跡における堅穴は土取り工事に伴つて破壊され、地下げ面にあらわれる斷面の觀察を主としたために、一つ一つの堅穴の記録が出来なかつた。中にやゝ構造をつきとめられたものは、第一三號第一六號である。第一三號は壁面の傾斜に特徴があり、直壁でなく、特殊の段を持つてゐる。この点は太宰府の堅穴がやはり壁面が緩斜傾をなす特徴と通ずるものである。第一六號堅穴では、床面に蘆の類と思われる植物質のものが一面に敷き並べられ、炭化して残つていた。それに土師赤塗りの杯、須惠器、支脚等が床面にあつて、土師の杯は古墳時代よりも下つた奈良期に下さるべきものであり、支脚も亦鷓尾に似てほぼ同時期と認められる。この床面は、壁と接する地点が明瞭でなく、漸次緩傾斜をなしてゐる。年代を示す遺物を出すことによつて、奈良時代の堅穴の一端を書き留めることが出来た。土床にわら等を敷いたことは「直土に藁解き敷きて」^{註1}と云つた元來この遺跡地は以前にも地さげされてゐるので、住居遺構の上層のものは残つていないことがあるのでも想像された所であるが、私共は實物を示す遺跡が實見出来た。堅穴に就いては十六ヶ所以外に幾つかの調査洩れもあるかも知れぬが、柱穴を發見し得なかつた事は、金栗遺跡の建築を特徴づける要点の一つのように思われる。彌生期住居跡でも柱穴を伴わない堅穴は稀に見出されているが、土師器の時代になれば相當この建築技法は存在したのでないかと思われる。即ち柱は礎板、又礎石によつて支えられたものではあるまいか。第一六號堅穴にも礎板として利用出来る板片が床面に残されてゐた。

堅穴の廣さは、上面より掘つて調査したものがないので、明言出来ないが、直徑六米以上のものは斷面に出て來なかつ

た。多くは三米内至四一五米と云つた程度で、隅丸方形の丸味が大きく不正圓形と云つた方が適當な程歪みも著るしいものがあつた。中央部の堅穴と四周のものとの對比も考えていたが、その大小を比較する程には資料が得られず、特に大きな堅穴もなかつたので、溝内堅穴の大小比較は出来なかつた。又分布は溝内に特に濃厚な地區を設定することも出来なかつた。即ち比較的均等に、同じ位の堅穴が一面に分散していたということが出来よう。

爐趾 次に住居趾調査で氣づいたことは、爐趾のあつたことで、數個の石を輪形に並べ、その中央部の凹みに火を燃した跡があり、灰や木炭塊が残っているものが多かつた。又石組みがしつかりして附近に土師器等の破片のあるものもあつて炊さんの行われた状態が想像された。元來北九州では、堅穴内に爐趾なり竈趾の施設を発見する機會はすくないけれども、このことは一面、屋外にかまど屋の存在を暗示している如くである。この遺跡に於ては爐跡が堅穴内になく、その外にある点は、その建物にも特殊のものがあり、各個別の家内炊さんに比べ、或程度の共同炊事を推進したことも考え得られる。

井戸 次に環溝内から六ヶ所の井戸趾を発見した。そのうち一つだけは底まで完掘してその構造を明かにした。即ち第四號と名付けたものは、巨樹の心を取り去つた半圓筒形のもの二枚を抱き合せて外枠を作り、内枠は一本くり抜きのもので、埋設の際繩を以て下げたと思われる耳が上縁二ヶ所に着いている頗る念の入つたものであつた。井戸内より櫛、土師器、須惠器（完形瓶形のものを含む）、鹿角製弓弰狀製品、曲物の杓と柄等が発見された。土器や櫛等からする時代は、奈良期とみられ、癸井の時代がすくなくとも平安初期を降るものでないと推測される。この井戸は保存施設を備じて假指定となつた。其の他の井戸は地下げ後、この土地が水田となるので、深く掘る事が許されなかつたが、第二號だけは新設溝路の傍になるので、一部掘つてみたが深さ二米以上底までは達しなかつた。井戸枠を使用しないものゝようである。（圓形直徑一米余）

一時代にこれ等の井戸全部が並存していたとは考えられない。第四號井戸の發見品目にみられる如く、埋井の習俗儀礼もあつたのではあるまいか。一井廢すれば一井掘るという状態が長い年月にはくりかえされたのであらう。

以上溝内に發見された遺物は、住居その他の建物、爐跡、井戸趾ということになる。これ等の遺物は凡て方格の環溝内に所在する。この環溝の南方にも同時期と思われる環溝の住居趾が知られているが、これより北には溝を越しては殆んど住居遺構も遺物も出ていない。即ち住居の限界がこの北邊に於ては、溝によつて明瞭に劃せられているということが出来る。問題はこれ等の住居趾をとり圍む所謂環溝である。土採り作業はこの溝にかこまれた内部の大部分の土を取り去つてくれた。ことに西邊と南邊が折れ曲つて走ることが明かとなり、東邊もかつて地下げが行われているので、畔の間に黒い土が帯狀に南北にあるから、南と北の溝線に連結することは明かである。ただ北邊は地下げが行われていないためにつきとめられなかつたので、この地にボーリング或はつぼ掘りによつてその走向を確めた。この溝に圍まれた内法面積は、一六〇〇平方米、四八〇坪となる。尙溝の一部が切れているので、この西北方に出入口があつたとも考えられる。

溝の断面はほぼ梯形を示し、上縁幅約三米、深さ一米五〇底幅七〇厘米前後である。左右の壁面に一段乃至二段の小さな段がある。溝内に發見される土器は、土師器、須惠器の破片や、石鍋、青白磁の殘片が交つているが、最も新しい遺物がこの溝内の埋められた年代を物語るものであらう。土師器では糸切底のものがあり、青磁のうち「金玉滿堂」の刻印のあるもの、藤原期の菊花双雀鏡があり、その埋没期を示している。掘開の時期は問題であるが、溝底から發見される須惠器、土師器の遡れる年代から推測出来るが、これは充分調査が行われていない。ただ奈良期の堅穴が、溝内に多く存在してゐて、溝に近い位置にもあるが、溝外にない点等からこの時期には溝の存在が肯定出来る。たゞ遺物としては、それよりも遡つた古墳時代末期の様式を持つ須惠器等の存在が、この住居趾の上限を物語るものゝ様である。

何れ出土遺物に就いては詳報を豫定しているが、主な出土品は土師器、須惠器が最も多く、古墳期より平安、鎌倉期に

至る長い年代に亘り青白磁器の破片も或程度出土している。青白磁については小山富士男氏の教示によれば北宋及南宋の窯という事であるから、鎌倉時代に迄降るものが交つてゐる様である。

この様に建物からみると、永い時代に亘つてこの環溝住居が存続したとすれば、住居の形式なり、居住者の性格なりに時代變遷が充分考慮されねばならないが、堅穴住居や井戸趾に明かに奈良期に属するものが知られてゐるので、その一つの時期に具現された生活共同体の性格を考えてみたいのが本稿の要旨である。

溝の幅は三米深さ一、五米程度で正確には所によつて多少の差がある。溝縁の土盛り状況は明證を得なかつたが、溝の掘り取つた土を縁に積みあげたとすれば、防塞的な目的も全然達成し得ないこともない。然し防塞的な役割りよりもむしろ屋敷地の隔離線を示すに役立つものではあるまいか。溝は水溝として雨期には水が溜るし、旱天になれば空溝となるであらう。何等排水の施設がないから泥どぶとなつていた事が多かつたものと思われる。現在でも、低地の民家の廻りに溝があつて非衛生的な外觀を呈している所を往々みかけることがある。近代の屋敷まわりの溝は、屋敷の周りをかこむ点と、排水路としての二つの役割りを持つことが多く様に見受けるが、古代環溝の例では排水のことは考えられぬ。むしろ溜り水となつて、溝を超えることが困難となる結果を來すであらう。そしてその内側に集團する人々の保安と同時に、共同生活の強さを示す外劃線としての性質が理解される。

擬この溝内に居住する人々は如何なる性質の人であつたであらうか。先に奈良期の戸籍帳に就いて、當時の郷戸を構成する家族の集團は夫々幾つかの家族集團に分屬してゐたであらうことを推測した。數十人を容れるに足る家屋は例外的であり、一般には小家族しか生活出来ない大きさと構造を示しているから、大家族を入れる家は當然小家屋の群團とならざるを得ないであらう。一堅穴の住居の模様については万葉集の山上憶良の歌「伏庵（註）の内に、直土藁解き敷きて、父母は枕の方に、妻子どもは足の方に圍みいて、憂いさまよひ」とは當時の貧窮相を描いたものであらうが、遺跡の實狀からみれ

ばむしろ普通農民の生活ではなかつたかとみられる。父母妻子一屋居住とすれば、他に房戸いくつかを示す家屋がたてられねばならぬ。

奈良時代の環溝住居趾の報告は市川市須和田の外、實例がすくない。環溝遺跡の報告中土師器出土遺跡といわれるものゝなかに、奈良時代のものも含まれているかと思うが、今たしかめることも出来ない。前記須和田の溝を紹介してこう。この遺跡は東南及び東北の二邊が削り取られて崖となつてゐるため、全長が明かでないが、他の二邊はトレンチ發掘によつて方向と斷面が明かになつた。南北溝は殘存部五十三米東西兩溝約四十米の長さで、曲り角は孤狀をなしてゐる。溝の斷面計數は所によつて小差はあるが、幅一、一米深さ一、二米底の幅約〇、五米程度のものである。環溝と斷定するには他の二邊が土探りで欠けてゐるため復原出来ないが、類縁資料として附記した。

又私の實見した溝狀の遺溝で、同様の例が福岡縣三潯郡筑邦町（舊荒木町）西原にあつた。昭和二十九年五月頃煉瓦工場土採り場に現れてゐたもので、環溝全体の姿を見る迄に至つてゐなかつたが、頗る金栗遺跡の環溝に似て時代も土師器や陶硯破片からみて奈良期に相當してゐるので、序で乍ら紹介しておこう。この遺跡は甕棺や箱式石棺が煉瓦工場の原料粘土採りの際出たという事を聞いて、實地に望んだが、その中に幅三米深さ一、五米底幅四〇厘前後の溝が東北より西南に向けて一條走つてゐた。その延長は一方は水田に入つて調査が出来なかつたが、残つてゐた部分は崖の斷面に現れてゐた所から約二〇米あつた。この溝の幅深さ等は金栗のものに全く類似してゐることが、注意を惹いた。溝より内側の住居趾が明かにされるまで土探りは行われてゐないので、金栗のような環溝であると斷定は出来ないけれども一類例として引用しておこう。

掘このような溝によつて圍まれた住居趾は、彌生式時代以降近年報告例が増しつゝあるが、金栗の遺跡としても、その初現が奈良期にあるとは云えないにしても、大化を去ること一世紀も遡らぬであらう。土器樣式よりみれば、古墳時代末

の須惠器若干があるので、溝の開さくも遺物の示す年代に求めるが常道であるが、問題は遺物の量と出土状態である。

金栗遺跡のすぐ西から條里遺跡が展開するが、溝の方向はこの條里區劃線（東西—南北）とも一致せず、方形環溝といつても至みがあることを注意すれば條里と無関係であり、條里工作以前の住居施設と考えられる公算が大きい。そうすればいよゝ環溝内群居の生活は前代からの踏襲の様相を呈し、溝を廣めない限り、戸口の増加が或限度を越えた場合は、溝外に新しい土地を求めて分居せざるを得なくなるであらう。

金栗の住居趾遺跡をみると、環溝の北側では何等遺物の包含をみないから、この方面には溝外に住居趾がなかつたとみえる。しかし西側には其の後土採り作業中溝内と同じ遺物の出土があり、又南でもかつての地下げ中に多量の土器類が出土した事を傳えている。従つてこれ等の全域が一時共存の住居でないにしても、一つの環溝だけが集落の全体を示しているものでないと豫想され、環溝は一つの村を構成する部分であつたとの見解が妥當である。

註1 萬葉集卷五、山上憶良「貧窮問答の歌」

2 この調査に就いては筑邦町居住の山本佐益、中村隆司兩氏

の助力があつた。

五 條里と村落

條里區劃は全國の少なからぬ土地に實施され、現在にまでその遺構を残しているが、耕地の整理が行われると共に、村落にも何等かの計劃的な配置の考慮が行われなかつたであらうかを問題として米倉二郎氏の論考がある。

地理論叢第一輯 農村計劃としての條里制 — 我國中古の村落と其耕地 —

地理論叢第二輯 律令時代初期の村落 — 三十戸一里に就いて —

奈良期の集落遺跡について

廣い水田面積に従横の徑畔溝渠をつける作業は、水利の全面的な改善によつて未開墾地が耕地化された所も少くあるまい。こういう廣い耕地地區に於て新しく創生される村は、新しい時代に出現する可能性はあるが、今日その村落分布を知る事は容易でない。米倉氏の農村計劃實施の論考地として撰ばれた畿内地方では、條里三十六坪、即ち六―四方の一里のみに一乃至二ヶの坪を屋敷敷地として、周圍の水田を耕作したであらうことを述べられている。

私は九州地方村落の一例として最近注意した班田時代の一住居趾を訪ねたので、遺跡から直接集落を考える資料と思ひ、紹介する事にした。條里遺構のただ中にある筑後の平野の一劃をなす矢部川の流域、筑後國山門郡三橋町字木ノ坪で發見された村落の跡から、班田時代の農村形態の一端を探つてみようと思う。

金栗の遺跡もすぐ西側に條里の遺構が残っているが、これに連續した條里區は廣く山門郡の平野にあり、坪の遺名もある。筑後國山門郡は矢部川のうるおす平野で筑後の穀倉地帯の一部をなしている。山門郡の舊耕地地帯は東西四十五軒、南北六軒余の矩形であるが、矢部川が東北より西南に向つて流れる。瀬高はほゞ郡の中央にあり川の兩岸にまたがつている。條里區劃の線をたどれば、東西、南北の方向に整然たる遺構があり、筑後川の左岸平野と連つて、三瀨郡下妻郡の條里區劃線と同じ方向で、連絡していることは明かである。今こゝにあげる山門郡三橋町木ノ坪の遺跡は、平木部落の西隣にあり、金栗遺跡から四軒の西方に當つてゐる。兩地區の間には條里の水溝路畔がよく残つており、筑後川低地特有の深い溝渠があり、その大部分が條里の界線となつてゐる景觀も見られる。これ等の條里遺影に伴つて坪の名の残つてゐるものをあげれば、

- | | | | |
|---|----------|---|-----------|
| 1 | 瀬高町大江八ノ坪 | 2 | 瀬高町東津留二ノ坪 |
| 3 | 瀬高町下庄八ノ坪 | 4 | 三橋町五拾町八ノ坪 |
| 5 | 三橋町垂見三十六 | 6 | 三橋町散田八ノ坪 |

以上八ノ坪が四ヶ所あるが③⑥が同じ劃内配列を占むる他、①④はこれ等の區劃序列にあてはまらない。又⑤字垂見の三十六を西北隅とすれば、④五十町八ノ坪は二十八ノ坪に相當する。②東津留二ノ坪は二十二坪にあたり、共に末尾數字だけが残つたものであらう。こうして推定條里區劃にあてはめれば、①大江ノ八ノ坪だけは五、三十五、二十六の三ヶ坪を占めて適當な解釋が出来ない。

右の條里坪付けの數え方は、北隣りの上妻郡の坪讀みと同様である。又山門郡内の條里關係の文書は鷹尾神社文書に左記の記事がみえる。

沽渡 安松所

米満名内立田陸段事

在柒條陸甲（里）貳拾坪陸段

右彼田者、大江忠信雖相伝私領也、從有要用、直米肆石捌斗代限永年所沽渡實也。（下略）

承久二年十二月五日

藤原三子 花押

大江忠信 花押

右の賣參ある米満名の所在が不明である今日、俄に局所を斷定することは出来ないが、推論を許されるならば、條の始めを三潯郡の例にとり、東邊にし東より西に數え、里は北より南に數え、郡界より南下すれば、その位置は推定出来るであらう。即ち先に推定した條里區劃線にあてはめ、現在の山門郡北界より六里をとり、瀬高金栗の西邊——この邊より東は新開地と思われる——瀬高町の東隣の山川村には別方向の條里區劃があつて、瀬高町の一部に及んでいる。以上の劃線によつて規定された七條六里二十坪の地を圖上に求むれば、鷹尾文書にみえる乙丸、竹松（現在地名武末）、三郎丸等の

一連名田の近接地にはいる。^註猶鷹尾社文書によれば米満名内で六條六里十四坪、七條六里三十六坪、（建保七年正月二日付）七條六里二十坪（承久二年十二月五月付）五條六里六坪（嘉祿三年三月二十八日付）等の坪付がみえるので、米満名の範圍も更に擴つていたことが知れる。

三潁、山門兩郡の低地では水田下の土を採つて隨所で瓦を製造している。三橋町字散田の瓦屋では、近年平木部落の周邊から原料土をとつていたので、従來も土採りに際して土器類が多數發見されていた。柳川市の堤傳、甲木清氏はこの遺物出土にはよく注意を向けられていたが、連絡により私が實地に出むいた時には、既に土採り作業は大部分済んでいた。しかし遺跡の全面的な露出状況をみるのには都合がよかつた。最近再び同地に赴いて、地主其の他現地を調査された人々から遺物なり遺構の状況を聞き、これまでの私の知見をたしかめ、又補足し得た。

採集された遺物は次の様な品目である

土師器―最も多量で甕、埴、高杯、椀、坏等別に大形支脚一個がある

須惠器―甕、埴の破片等

石鍋、砥石、土錘等

この他に石庖丁破片一、凹石一、彌生式土器破片一個が採集されているので、前記の遺物より年代の古い彌生期に遡るものがある。たゞその數量が極めて少く表面採集なので、この地の遺跡の古さを推測させる一つの資料としての役目だけしか果さない。しかし石庖丁の發見はこの地方の農耕開拓が彌生期に遡ることを證明する意味で重要な遺物である。掘土師器、須惠器は古墳期よりも降つた時期のもので、奈良、平安朝、即ち班田時代がこの住居址の存続期間かと思われる。出土品に青白磁のない点は金栗遺跡よりも早かつたことを傍證するであらう。これ等の多量の遺物からみれば、彌生期の微量遺物は直接關連をたどれるか疑問であらう。彌生期から引つゞいて大きな住居が續いた形迹はない。この住居群の

おこりは恐らく大化前後、條里制による田地整理後間もなく新に立てられたと考えられる公算が多い。そして出土遺物からみれば平安中期頃までは存続したであらう。

次に地下げ地から出た住居趾で注意を惹いた遺構は左の様なものである。

- | | | | |
|------|-------|-------|------|
| 1 堅穴 | 2 柱穴群 | 3 井戸趾 | 4 爐趾 |
|------|-------|-------|------|

堅穴 黒色の腐蝕土があり、土器破片等多量に含んでいる。平面形は圓形或は方形のものが多數出たが、それも疎密の度があつて一様に分布していたのではなく、徑三間程度のものが多い。瓦土の掘り下げは表土下で堅穴の表面がわずかにけずり取られる程度であつたからその深さを知る事が出来ないのは遺憾である。その大きさを平面形、遺物のつまり方等から、堅穴住居の跡と云つてよからう。正確に何個の堅穴があつたか記録されていない。人々の注意にのぼつた黒色土圈は十ヶ所以上に及んだ。勿論床面まで掘つていないので、柱穴の有無は不明である。地下げの浅い所では一面の包含層が出て、一つ一つの堅穴の區別が出来なかつた。

柱穴群 堤氏の調査では、土採り場の南の邊に離れて二個の柱穴が出たが、連続した柱穴群を求める事は出来なかつた。又柱穴群の確實に認められたのは二ヶ所で、どちらも井戸趾に近く、四隅に大柱を用い間に小柱を一本持つた方三間程度の建物と思われたという話を聞き現地に行つたが、既にその部分には表土がかむせてあつて確證する事は出来なかつた。しかしこの井戸と柱穴群が接近して夫々二群を成していることは、村落の構成を考える上に主要な示唆を與えるものである。

井戸趾 粘質黒色土で徑約三尺の圓形に現われたので、園田政太郎氏は試みに棒を以つてさし込んでみた所一、五米までは難なくさつたが、底までの深さは確かめていないという。井戸ではあるまいかと思つたが堀るのはやめたと語られた。この様な圓形井戸は金粟住居趾にもあるので、恐らく誤りではあるまい。注意にのぼつた井戸は二ヶ所である。

爐趾 爐趾として完全なものを注意した人はないが、所々に木炭塊の散在する所があり、又大形支脚が一個でているので、金栗の同種遺跡と比較して年代も奈良期において差支ないものであらう。

今回の土採りは秋の收穫後十二月より今年五月に至る間に行われたが、遺物の出ていた範圍は三橋町大字垂見字木坪の田地四反三畝歩であつた。(園田政太郎氏所有田三反、三小田實夫氏所有田一反三畝)猶この他に北方隣接水田が下げられたが、出土遺物が殆んどなく、集落がこゝに迄及んでいないことを知る。そしてこの北の限界は條里の坪の界線によつて分れていることが明瞭である。而して昨年既に地下げが行われ、遺物の出た區域を加えると、正に一町方格條里の一坪の大部を占めていることがわかる。この坪は先に推考した條里坪付けの読み方に従えば、山門郡七條五里二ノ坪に相當する。

今回の土採りで現われた柱穴群は、整然とした配列で一邊三間余の方形であるから高床式の倉庫建築ではないかと思われる。井戸と高床建築のグループが同時存在であれば、前に考えた戸の内容にも關連して數戸の群團に分たれる事も可能であらう。即ち多數の堅穴群に房戸的な性質を認むれば、その幾つかの集合によつて郷戸が構成されるであらうが、この一ヶ坪の村落に於ては恐らく幾つかの郷戸が集團したものとと思われる。この間に郷戸五十戸に及ぶ戸數が密集することは到底考えられない。従つて令制五十戸一里の里はこういう集落——假にムラとこゝでは呼ぼう——の幾つかを合せたものになる。平木部落附近の地下げや田地の表面採集によつて數ヶ所に接近した住居の趾が認められた。それ等の採集遺物も、詳細な検討を経た後でなければ確言出來ないが、古墳期よりも降つた土師器が大多數であるから、低地水田地帯に分布する班田時代のムラの所在實狀を暗示している。

澤田吾一氏の計算によれば、郷戸一戸の受田面積は平均三町七反五畝とされている。三町としても一里は三十六坪であるから、十二月分の受田數であり、假に一坪を集落敷地としても十戸余りという計算となる。勿論紙上計算で實地には廣

狹があり、村落の疏密の差があつて一樣でないし、且つ給與田地は男子二分女子三分ノ二とあるも、受給面積で一筆地配給は殆んどなく、狭い田の散在した錯雑形態をとることが論ぜられているので、計^{註5}劃的な農村の建設は容易でなかつたと思われる。

一里五十戸の制が戸の改編をなさずして、前代の大家族制が解体出来ずに残存していたとすれば、これは自然村落であるムラの形式的統合になつたであらう。一里はその大小と分布によつて範圍が定まつてくる。郷戸五十戸の一集團が一里を構成するようなことは、少くともこの地方ではなかつたであらう。

註1 福岡縣山門郡大和村屬尾に鎮座、古文書は同社と柳河市三柱神社に分蔵する。

2 これらの名稱は米満名と共に鎌倉時代の文書に散見する。

3 方三間の倉庫の例は正倉院文書にも散見し住居趾に於ける

實例としては古くは彌生期の登呂の例奈良時代の平田の例

等もあげられる。「平田」第三章第十節には類例が集められて大場磐雄氏の論考がある。

4 澤田吾一氏「奈良朝時代民政經濟の數的研究」

5 石母田正氏「王朝時代の村落の耕地」社會經濟史學第一二卷第二號—第五號

六 結 語

以上を要約すれば、環溝住居趾に大家族の共同生活を見、その構成員は奈良朝文獻に現われる郷戸の具象化したものでないかとの推論を述べた。そして郷戸の集合体が一つの村落を構成し、その幾つかを集めて一里が設けられる。一里五十戸制實施には現實にそぐはない場合も出て来るであらう。しかし法制的に整數で整理する中國風な處置法で、日本の風土に自然發展した農村村落や家族の問題を摩擦なしに改編することは困難であつたであらう。或程度は舊慣を保存し、總數五十戸の里が舊い村落集團を生かすならば、戸の分合によつて無理な實狀に即しない紙上の戸が出来るとし、反對に戸の實體に忠實ならば、一里のまとめ方に機械的な處理が行われて来るであらう。正倉院文書にあらわれた戸籍帳が法制的な擬

態戸口であることもかつては推論された。今日なほ戸籍帳の内容が當時の共同体の實態を示すものでないという疑問も提出されている。こゝでは、郷戸の構成を房戸の集團とみ、環溝内のそれも各堅穴に房戸的な性格がありとすれば、環溝内の住居群は郷戸的なものでないかと考えたのであつた。今こゝに郷戸と房戸との關係を詳論する暇はないが、文献の検討で郷戸の實態は一地群居を示すものでないことを主張されても、環溝集團住居の事實は否定出来ない。ただしこゝにあげた環溝趾唯一の實例は金栗だけに止つてゐるし、その始源が大化年代より少しく遡つてゐるとすれば、奈良時代以前の環溝群居の舊慣を調査せねばならぬ。しかし大化前代には對照さるべき文献が少く、やゝ遅れた正倉院文書がこの問題に對して豊富な資料を提供してゐるので、その戸口構成の中に舊慣の殘存要素もくみとり得るのではなからうか。又市川市の住居趾に伴う遺構が環溝とすれば奈良時代の資料としてより多くの妥當性を見ることが出来る。

環溝住居趾の實例は將來増加するであらうが、この住居趾が奈良朝の一般住居からかけ離れた特別の住居形式と考えることを必要としない。その外貌の特異のために、内容の普邊性を把握することを忘れてはならないであらう。

吾々は中世以降所謂豪族屋敷といわれる大家族的住居を認めてゐる。瀬高金栗でも天正年中西下した安部氏が居を構えた所に、やはり二重の濠をめぐらした跡を存してゐる。但しこの遺跡は年代なり性格に於ても同一に論ずることは出来ない。金栗の環溝は平安末から鎌倉時代にかけて青白磁器を相當量出土してゐるので、これ等の輸入磁器の所有者が一般庶民よりも高い文化生活の保持者であつたことも一應は考えられる。たゞし、奈良期における住居趾には、出土品からも各堅穴の大きさからも、著しい上下大小の懸隔を示さない。大きな主家を中心とした小さな房戸の集合といった形は認められなかつた。文献によつても各房戸の人員は主戸に對して少いとは限らない。下總國大島郷で房戸の判明する分は、主戸が房戸より大きなもの九、房戸が主戸より大きなもの七例がある。郷戸内居住者各戸の人員の均等性が文献の上にも現われている。

On the Village Sites in Nara Period

by T. Kagamiyama

In recent years we researched some sites of *Nara* period in North Kyushu. (1) At *Kanaguri* 金栗 in *Sedaka-machi* of *Yamato-gun, Fukuoka-ken*, we discovered more than 16 pit dwellings with well and hearth under the condition of crowding in the round ditch. In the ditch (its form is square, and each side is about 40 m.) we found the remains from Tumulus period to *Kamakura* period, but most of the sites of house belong to *Nara* period. According to literatures, one house (Ko) of *Nara* period was often a very large one, which consisted of not only direct-families, but collateral and parasitic families, including sometimes even the slaves. The houses in the round-ditch-dwelling show, it seems to me, the group of these families. (2) At *Kinotsubo* 木ノ坪 in *Mitsuhashi-machi* of *Yamato-gun, Fukuoka-ken*, we discovered the crowded dwelling sites in the *Jori* 條里 section. This is also a village which began at *Nara* period. The system of 50 houses per one ri is the legal system of *Nara* period. This system was that which assembled together several natural groups of these large families, I think.